

第19回(平成26年度第2回)磐田市都市計画審議会 議事録

1.開催日時 平成27年1月15日(木) 14:00~15:20

2.開催場所 磐田市役所 本庁舎4階 大会議室

3.出席者

(1)審議会委員:三枝幸文委員、江間豊壽委員、武村和典委員、梨本和則委員、永田英夫委員、田中さゆり委員、平井一之委員、細谷修司委員、虫生時彦委員、絹村和弘委員、根津康広委員、山田安邦委員、神谷五郎委員、川島安一委員、府川光利委員、村上勇夫委員  
(委員18名中16名出席)

(2)事務局:鈴木建設部長、  
壁屋都市計画課長、匂坂主幹、佐藤主任、長尾副主任

(3)事業担当課:松本下水道課長、河合課長補佐、宮崎副主任  
柿澤道路河川課主査、平野主任  
芥川産業政策課参与、鳥居主任

4.議事録署名人:永田英夫委員

5.諮問事項

第1号議案 磐田都市計画下水道の変更(静岡県決定)

第2号議案 磐田都市計画下水道の変更(磐田市決定)

第3号議案 磐田都市計画道路3・4・60号川原平松線及び

磐田都市計画道路3・4・61号城ノ越線の変更(静岡県決定)

第4号議案 磐田都市計画道路3・4・62号新平山線の変更(磐田市決定)

第5号議案 磐田市都市計画マスタープランの改訂

## 1 開会

**建設部長** 皆様、こんにちは。本日は、大変お忙しい中、磐田市都市計画審議会にお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

日ごろは、本市の都市計画行政の推進に、ご理解ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

また、日程変更につきまして、ご迷惑をおかけし申し訳ございませんでした。

本日司会を務めさせていただきます、建設部長鈴木でございます。よろしくお願いたします。

先に、資料の確認をお願いします。

本日配布いたしました、A4の「次第」とその裏面が「磐田市都市計画審議会 委員構成表」、A4両面の「別紙1 都市計画マスタープランの一部見直しについて」、A4「第4号議案 磐田市都市計画道路の変更(磐田市決定)」、A4「地域のまちづくり方針」、A4「新旧対照表」、それから、先日郵送させていただいた、「議案資料1」、「議案資料2」、以上の7種類です。

それでは、第19回、平成26年度第2回磐田市都市計画審議会を開催いたします。

はじめに、本日の欠席者についてご報告いたします。磐田商工会議所専務理事の土屋仁委員、磐田市自治会連合会副会長の仲川勝彦委員の2名が欠席されています。

## 2 副市長あいさつ

**建設部長** 次に、次第2、副市長よりごあいさつを申し上げます。

**鈴木副市長** 本日は、足元のお悪い中、また新年早々の開催にご出席をいただきありがとうございます。

昨日、国の来年度予算が過去最高と発表されました。本市でも新年度予算について佳境を迎え、最終の詰めの段階にきております。本市においては、昨年度が過去最高の617億円の予算規模でございましたが、来年度は微増ではありますが、これを上回る予算規模になるのではないかと思います。そのような中、本日の議題にあります(仮称)新磐田スマートICやJR新駅、沿岸部の防潮堤など、市民の皆さんに安心していただけるような、さらには、磐田市の将来が大きく飛躍変貌する期待の持てる事業まで盛り込んで2月議会に議案上程いたします。2月には記者発表等でご覧いただけることと存じます。

今回、ご審議いただきます案件は、下水道区域を一体的な排水区域とする手続き、都市計画道路の見直しに伴う変更、(仮称)新磐田スマートICを追加した都市計画マスタープランの改訂となります。

詳細につきましては、これから説明がされますが、下水道につきましては、流域下水道を県から本市へ移行することに合わせて、市内下水道を一体化するというものです。区域を一体化することにより、事業効果が得られ、統一した下水道行政が推進されるものと考えています。

都市計画道路の見直しや都市計画マスタープランの改訂を行う地域は、磐田市北部の新東名高速道路周辺となります。東日本大震災以降の内陸部開発の重要度や県の内陸フロンティア構想など社会情勢の変化に応じた本市の将来、発展が期待できる事業を追加するものです。

ご審議いただく案件が多くなっていますが、忌憚のないご意見をいただき、これからの磐

田市の5年後、10年後の将来に大きく飛躍できる事業と考えていますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます、ごあいさつとさせていただきます。

### 3 会長あいさつ

**建設部長** 次第の3、三枝会長よりごあいさつをお願いいたします。

**三枝会長** 皆様、こんにちは。磐田市都市計画審議会の会長を務めさせていただいております静岡産業大学の三枝でございます。

当審議会は、市長より提出された市の都市計画案件について審議を行う諮問機関です。

また、市民の生活を直接左右するような計画の決定に関わっております。

そうした審議会の会長ということで、重い責任を感じております。皆様方の温かいご支援とご協力により、会の円滑な運営を図り、市民の付託に応えてまいりたいと存じますので、ご協力のほどなにとぞよろしくお願い申し上げます。

**建設部長** ありがとうございました。ここで、副市長は所用のため、退席をさせていただきます。

それでは、議事の進行を会長をお願いいたします。

### 4 議案審議

**三枝会長** はじめに、磐田市都市計画審議会条例 第6条第2項の規定によりまして、本会議が有効に成立していることを、ここでご報告申し上げます。

次に、審議会運営要領第9条第1項の規定によりまして、議事録署名人を指名させていただきます。

本日の議事録署名人は、永田英夫委員をお願いいたします。

(永田委員返事)

**三枝会長** さて、本日、ご審議いただく案件ですが、

第1号議案「磐田都市計画下水道の変更(静岡県決定)」

第2号議案「磐田都市計画下水道の変更(磐田市決定)」

第3号議案「磐田都市計画道路3・4・60号川原平松線及び

磐田都市計画道路3・4・61号城ノ越線の変更(静岡県決定)」

第4号議案「磐田都市計画道路3・4・62号新平山線の変更(磐田市決定)」

第5号議案「磐田市都市計画マスタープランの改訂」

の5件となっております。

それでは、議案審議に入ります。

第1号議案と第2号議案の磐田都市計画下水道の変更については、関連がございますので、一括して事務局 都市計画課長より説明をお願いします。

**事務局** それでは、説明させていただきますが、

第1号議案「磐田都市計画下水道の変更(静岡県決定)」及び第2号議案「磐田都市計画下水道の変更(磐田市決定)」は、関連がございますので、一括して説明させていただきますが、最初に本市の下水道の概要につきまして、簡単に説明させていただきます。

まず、本市の下水道には、公共下水道、流域下水道の2種類があります。公共下水道は、

1つの市町村の区域内に、下水（汚水又は雨水）を専用の排水管等で排出するための排水施設と、これを浄化するための処理施設を市町村が整備、管理する下水道です。また、流域下水道は、2つ以上の市町村の区域にまたがり同様に下水の排出と処理のために都道府県が整備、管理する下水道です。

本市の下水道事業は、旧磐田市、福田町、竜洋町、豊田町を範囲とする「磐南処理区」と、旧豊岡村単独の「豊岡処理区」に区分されています。

磐南処理区は、昭和56年に当初の都市計画決定がなされ、天竜川左岸流域公共下水道（磐南処理区）及び旧磐田市、福田町、竜洋町、豊田町公共下水道（磐南処理区）を区域とし、磐南浄化センターを終末処理場としています。

また、豊岡処理区は、平成6年に当初の都市計画決定がなされ、旧豊岡村の単独の公共下水道（豊岡処理区）を区域とし、豊岡クリーンセンターを終末処理場として整備してまいりました。

それでは、改めて「議案第1号 磐田都市計画下水道の変更（静岡県決定）」から説明いたします。

議案資料1、議案書の2ページをご覧ください。

本案の「理由」になります。

議案書の3ページが、「変更理由」となりますので、読み上げます。

『天竜川左岸流域下水道は、磐田市の市街地を中心とする公共用水域の水質改善を目的として昭和56年に都市計画を定め、旧磐田市、旧福田町、旧竜洋町、旧豊田町の1市3町にまたがる流域下水道として、静岡県が事業主体となり、整備と維持管理を実施してきた。

同流域下水道は、平成17年4月1日の市町村合併により、下水道法第2条第4項イの規定する「二以上の市町村の区域」との要件を満たさなくなったことから、「市町村の合併の特例に関する法律」（昭和40年法律第6号）第14条第1項の規定に基づき、静岡県、旧磐田市、旧福田町、旧竜洋町、旧豊田町、旧豊岡村の6者で協議し、平成27年3月31日を期日として、同流域下水道を本市に移行する協議書を取り交わした。

このため、同流域下水道、流域下水道幹線、終末処理場及び処理場放流幹線を廃止する。なお、廃止した施設については、磐田市が磐田市公共下水道として必要に応じて都市計画に定める。』

議案書の4ページが「変更概要書」です。

静岡県が管理していた磐田都市計画天竜川左岸流域下水道（磐南処理区）を磐田市に移行することに伴い、磐田都市計画天竜川左岸流域下水道（磐南処理区）を廃止するもので、排水区域、下水管渠、その他の施設として磐南浄化センターを廃止します。

議案資料2 議案附図1ページをご覧ください。

今回廃止する部分は、オレンジ枠で囲まれている排水区域、その他の施設、オレンジ矢印で表示されている下水管渠です。

続きまして、「議案第2号 磐田都市計画下水道の変更（磐田市決定）」についてです。

議案書の8ページをご覧ください。

本案の「理由」になります。

議案書の9ページが、「変更理由」となりますので、読み上げます。

『( 1 ) 下水道の廃止

市町村合併に伴い、「磐田市公共下水道( 磐南処理区 )」と「磐田市公共下水道( 豊岡処理区 )」を一体的な排水区域として定めるため、「磐田市公共下水道( 豊岡処理区 )」を廃止する。

( 2 ) 下水道の名称

「磐田市公共下水道( 磐南処理区 )」を「磐田市公共下水道」に改める。

( 3 ) 排水区域

廃止する「磐田市公共下水道( 豊岡処理区 )」の排水区域約 200ha を追加する。

( 4 ) 下水管渠

廃止する「磐田市公共下水道( 豊岡処理区 )」の管渠施設を追加する。

また、「天竜川左岸流域下水道」は、平成 17 年 4 月 1 日の市町村合併により、下水道法第 2 条第 4 項イの規定する「二以上の市町村の区域」との要件を満たさなくなったことから、「市町村の合併の特例に関する法律」( 昭和 40 年法律第 6 号 ) 第 14 条第 1 項の規定に基づき、静岡県、旧磐田市、旧福田町、旧豊田町、旧竜洋町、旧豊岡村の 6 者で協議し、平成 27 年 3 月 31 日を期日として、同流域下水道を本市に移行する協議書を取り交わした。この協議書に基づき、「天竜川左岸流域下水道( 磐南処理区 )」に係る都市計画は静岡県において廃止し、廃止する管渠施設を追加する。

さらに、流域下水道幹線の移管に伴い、排水区域が 1,000ha 以下となる管渠施設の廃止を行うとともに、「中央 5 号汚水幹線」の名称を「磐南幹線」に変更する。

( 5 ) その他の施設

廃止する「磐田市公共下水道( 豊岡処理区 )」及び「天竜川左岸流域下水道( 磐南処理区 )」の処理施設を追加する。』

議案書の 10 ページから 13 ページまでが「変更概要書」です。

市町村合併に伴い、磐田市公共下水道( 磐南処理区 ) と磐田市公共下水道( 豊岡処理区 ) を一体的な排水区域として定めるため、磐田市公共下水道( 豊岡処理区 ) を廃止します。

議案資料 2 議案附図 2 ページをご覧ください。

今回廃止する部分は、オレンジ枠で囲まれている排水区域( 汚水 )、その他の施設、オレンジ矢印で表示されている下水管渠と 3 ページのオレンジ枠で囲まれている排水区域( 雨水 ) です。

議案資料 1 議案書 11 ページをご覧ください。

天竜川左岸流域下水道( 磐南処理区 ) 及び磐田市公共下水道( 豊岡処理区 ) の廃止に伴い、

1 下水道の名称を、磐田市公共下水道に、  
2 排水区域を、汚水、雨水にそれぞれ 200ha 追加し、汚水を約 2,983ha、雨水を約 2,898ha に変更します。

次ページをご覧ください。

3 下水管渠は、廃止する磐田市公共下水道( 豊岡処理区 ) 管渠施設である「豊岡クリーンセンター放流渠」と、同じく廃止する天竜川左岸流域下水道( 磐南処理区 ) の管渠施設である「磐南浄化センター放流渠」を追加し、排水区域が 1,000ha 以上となる管渠を「中央 5 号汚水幹線」に追加し、名称を「磐南幹線」に変更します。

4 その他の施設は、廃止する磐田市公共下水道（豊岡処理区）処理施設である「豊岡クリーンセンター」と、同じく廃止する天竜川左岸流域下水道（磐南処理区）処理施設である「磐南浄化センター」を追加します。

議案資料2 議案附図4ページをご覧ください。

今回の変更する部分は、赤枠で囲まれている排水区域（汚水）、その他の施設、赤矢印・オレンジ矢印で表示されている下水管渠と5ページの赤枠で囲まれている排水区域です。

以上、第1号議案、第2号議案の説明を終わります。

なお、11月25日から12月9日までの2週間、縦覧に供しましたが、意見書の提出はございませんでした。

それでは、ご審議の程、よろしく申し上げます。

**三枝会長** ありがとうございます。

それでは、ただ今から、第1号議案及び第2号議案について、質疑と意見とに分けて、それぞれ伺います。

何かご質問はございますか。

**委員** 議案資料1、3ページの変更理由について、県事業主体から磐田市に移行する段取り、体制はどのようになっているか。流域下水道を本市に移行する協議書の取り交わしの内容は移行以外にも何あるのか。「廃止した施設については、磐田市が磐田市公共下水道として必要に応じて都市計画に定める。」とあるが、「必要に応じて」とはどういうことか。第2号議案の変更により、磐田市公共下水道の事業計画や住民サービスにどのような影響があるのか。

**下水道課** 移行準備は、県や関係機関と順調に調整を行っています。維持管理は、日本下水道事業団に体制を整えてもらう予定でいます。財産や書類等の引き継ぎも調整しながら準備を順調に進めています。

**事務局** 協議書は、市町村の合併の特例に関する法律第14条第1項の規定に基づき、天竜川左岸流域下水道の広域下水道への移行は、平成27年3月31日とするという内容で、静岡県、旧磐田市、旧福田町、旧竜洋町、旧豊田町、旧豊岡村で平成17年3月に調印協議書が取り交わされているということです。第1号議案で廃止した部分を第2号議案として本市へ追加することが「必要に応じて」となります。市管理になることにより、市民にとって身近な施設となり、要望など直接やり取りできるメリットがあります。

**委員** 維持管理は下水道事業団がやるのか。市独自で運営することはないのか。市管理になることにより市民の要望が受け入れられるのか。今まで要望はあるのか。

**下水道課** 今後の維持管理は、日本下水道事業団の管理が5年となっています。それ以降の管理については、浜松市の官民連携した管理方法を参考にしながら検討していきます。

市管理になることにより、施設見学受け入れの手続きが迅速に行えます。また、ルート変更や他施設との接続など有効活用できるメリットがあります。

**三枝会長** 他にありませんか。ないようですので、これにて質疑を打ち切ります。

続きまして、第1号議案及び第2号議案について、意見を伺います。発言者はその意見が賛成意見か反対意見かを意見の前に添えていただきますようお願いします。

何かご意見はございますか。

ないようですので、これにて意見を打ち切ります。

それでは、第1号議案及び第2号議案につきまして、審議会条例第6条第3項の規定により、お諮りいたします。

本案につきまして、原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

(各委員より異議なしの声あり)

**三枝会長** ありがとうございます。異議なしと認めます。よって、第1号議案及び第2号議案は、原案のとおり承認されました。

**三枝会長** 続きまして、第3号議案に移ります。第3号議案と第4号議案の磐田都市計画道路の変更については、関連がございますので、一括して事務局 都市計画課長より説明をお願いします。

**事務局** それでは、説明をさせていただきますが、

「第3号議案 磐田都市計画道路3・4・60号川原平松線及び磐田都市計画道路3・4・61号城ノ越線の変更(静岡県決定)」、

「第4号議案 磐田都市計画道路3・4・62号新平山線の変更(磐田市決定)」は関連がございますので、一括して説明をさせていただきます。

今回変更を予定している3路線は、旧豊岡村の中心部の都市的土地利用、工業団地への交通体系の確保などの目的で平成3年に都市計画決定がされています。川原平松線、城ノ越線は県決定、新平山線は市決定となっています。

磐田市の将来像を見据えた合理的な道路網を再構築するため、少子高齢化による人口の減少や社会経済情勢の変化、周辺の交通需要を考慮し、磐田市内の道路網について見直しを行いました。

議案資料1、議案書の14ページをご覧ください。

このページが第3号議案の川原平松線及び城ノ越線の変更後の内容となります。「名称、位置、区域、構造」について記載してあります。

15ページをご覧ください。

本案を変更する旨の「理由」になります。

16ページが、「変更理由」となりますので、読み上げます。

『本市の都市計画道路の多くは、高度経済成長期における人口増加、市街地の拡大、これに伴う自動車交通量の増加を前提として計画されてきたが、近年における少子高齢化に伴う人口減少、自動車交通量の減少予測等の急激な社会経済情勢の変化により、計画決定当初の必要性や配置、規模にも変化が生じている。

このことから、都市の将来像を見据えた合理的な道路ネットワークを再構築するため、都市全体としての施設の配置や規模に関する再検証を行った結果、3・4・60号川原平松線及び3・4・61号城ノ越線を本案のとおり変更する。

3・4・60号川原平松線は、旧豊岡村中心部における将来の都市的土地利用を見据え、主要地方道浜北袋井線から旧豊岡村中心部を南北に結ぶ幹線道路として平成3年に都市計画決定されている。

その後、本市では、平成17年4月の市町村合併を経て、平成20年2月に「磐田市都市計画マスタープラン」を策定し、その中で、当該地域の将来の都市的土地利用を見据えた

まちづくりも見直され、良好な営農環境と自然環境の保全に努め、それらと調和する快適な居住環境を創出するまちづくりの推進を図ることとなった。

これら地域の都市の将来像の変化に伴い、当該路線の必要性も変化し、また、現道や代替路により道路機能も確保されていることから、当該路線の全区間を廃止する。

3・4・61号城ノ越線は、新平山工業団地の市街化区域への編入に伴い、工業団地への円滑な交通体系の確保及び円滑な都市活動の形成を目的に、3・4・60号川原平松線と3・4・62号新平山線を東西に結ぶ幹線道路として平成3年に都市計画決定されている。

本市の北部エリアは、平成24年4月に開通した1・2・1号第二東名自動車道浜松浜北インターチェンジや森掛川インターチェンジからのアクセスに優れており、また、平成23年3月の東日本大震災以降、内陸部への産業用地需要が高まる中、新平山工業団地北側に隣接する下野部地区を平成25年7月に市街化区域に編入し、新平山工業団地及び下野部工業団地と一体となった産業基盤の整備促進を図っている。

これを踏まえ、予測される交通需要に対して円滑な交通処理が可能となるよう周辺道路網の見直しを行った結果、3・4・62号新平山線の一部区間の道路機能を西側市道に変更するのに伴い、当該路線の終点部分の一部区間を廃止する。この他、起点位置及び法面区域について所要の変更を行う。』ものです。

17ページが「変更概要書」となります。上段が変更後、青下線が変更箇所、下段が変更前が表示しています。

次に、議案資料2 議案附図6ページをご覧ください。

これは、「第3号議案 磐田都市計画道路3・4・60号川原平松線及び磐田都市計画道路3・4・61号城ノ越線の変更（静岡県決定）」の位置図です。

図面左側のピンク線の部分が、川原平松線となり廃止区域になります。川原平松線から東に伸びる黄色に赤斜線の部分が城ノ越線であり、新平山線の予定線変更により終点を西に変更します。

7ページをご覧ください。

6ページの城ノ越線の拡大図です。赤色に黄斜線の部分が変更後の城ノ越線となります。新平山線の予定線の変更により、終点が現在地より140m西に変更、また3・4・60号川原平松線の廃止に合わせ、平面交差する当路線の起点の隅切り部が変更となり、延長は1290mとなります。

議案書の18ページをご覧ください。

このページが第4号議案の新平山線の内容となります。「名称、位置、区域、構造」について記載してあります。

19ページをご覧ください。

本案を変更する旨の「理由」になります。

20ページが、「変更理由」となりますので、読み上げます。

『3・4・62号新平山線は、新平山工業団地の市街化区域への編入に伴い、工業団地への円滑な交通体系の確保及び円滑な都市活動の形成を目的に、3・4・61号城ノ越線から3・4・59号天王山線を南北に結ぶ幹線街路として平成3年に都市計画決定されている。

本市の北部エリアは、平成24年4月に開通した1・2・1号第二東名自動車道浜松浜北イン



ターチェンジや森掛川インターチェンジからのアクセスに優れており、また、平成 23 年 3 月の東日本大震災以降、内陸部への産業用地需要が高まる中、新平山工業団地北側に隣接する下野部地区を平成 25 年 7 月に市街化区域に編入し、新平山工業団地及び下野部工業団地と一体となった産業基盤の整備促進を図っている。

これを踏まえ、予測される交通需要に対して円滑な交通処理が可能となるよう周辺道路網の見直しを行った結果、当該路線の一部区間の道路機能を西側の市道下野部社山幹線に変更する。』ものです。

21ページが「変更概要書」となります。上段が変更後、青下線が変更箇所、下段が変更前が表示しています。

次に、議案資料 2 議案附図 8 ページをご覧ください。

これは、「第 4 号議案 磐田都市計画道路 3・4・62 号新平山線の変更（磐田市決定）」の位置図です。

図面右側の黄色線の部分が現在の新平山線です。赤線が変更後の区域となり、新平山線の一部を西側に変更します。

9 ページをご覧ください。

8 ページの新平山線の拡大図です。変更区間は 1,910m で赤線の部分が変更後の新平山線となります。予定線は新平山工業団地 1 号公園の南から当該路線の道路機能を市道下野部社山幹線へ変更することとなります。この変更により、延長は 2,700m となり、終点は現在地より 140m 西に変更します。

以上、第 3 号議案、第 4 号議案の説明を終わります。

なお、11 月 25 日から 12 月 9 日までの 2 週間、縦覧に供しましたが、意見書の提出はございませんでした。

それでは、ご審議の程、よろしく申し上げます。

**三枝会長** ありがとうございます。それでは、ただ今から、第 3 号議案及び第 4 号議案について、質疑と意見とに分けて、それぞれ伺います。

何かご質問はございますか。

**委員** 3・4・62 号新平山線と（仮称）新磐田スマート IC とのつながりはどうなるか。

**事務局** 変更前の 3・4・62 号新平山線と新東名高速道路の重なる部分は現在橋が架かっており、この周辺が（仮称）新磐田スマート IC になる予定です。料金所は高速道路の北側に設置され、高速道路の南側にラウンドアバウトが配置されます。下り線に侵入する場合や下り線から出る場合にラウンドアバウトを使用することになります。変更後の 3・4・62 号新平山線とは、新平山工業団地 7 号公園の周辺でつながることになります。

**委員** （仮称）新磐田スマート IC の事業期間はどのくらいか。

**道路河川課** 現在の事業は、設計、用地買収に伴う用地測量を進めており、今年度は用地買収手続きを速やかに行った上で、ネクスコ中日本と調整を行っています。平成 29 年 3 月を目標に進めていきます。来年度下半期から工事開始を予定しており、ネクスコ中日本と工事調整、協定締結に向けて準備しています。

**委員** 3・4・61 号城ノ越線の変更後はどうなるか。 3・4・61 号城ノ越線は社山城跡に影響ないのか。

**事務局** 3・4・61号城ノ越線は、3・4・62号新平山線とぶつかる部分までとしていましたが、3・4・62号新平山線が西に変更することにより、3・4・61号城ノ越線の終点も西に変更します。社山城跡には、3・4・61号城ノ越線の影響はありません。

**三枝会長** 他にありませんか。ないようですので、これにて質疑を打ち切ります。

続きまして、第3号議案及び第4号議案について、意見を伺います。発言者はその意見が賛成意見か反対意見かを意見の前に添えていただきますようお願いいたします。

何かご意見はございますか。

ないようですので、これにて意見を打ち切ります。

それでは、第3号議案及び第4号議案につきまして、審議会条例第6条第3項の規定により、お諮りいたします。

本案につきまして、原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

(各委員より異議なしの声あり)

**三枝会長** ありがとうございます。異議なしと認めます。よって、第3号議案及び第4号議案は、原案のとおり承認されました。

**三枝会長** 続きまして、第5号議案に移ります。事務局 都市計画課長より説明をお願いします。

**事務局** それでは、説明をさせていただきますが、本題に入る前に都市計画マスタープランの概要、改訂に至った経緯について説明いたしますが、時間の都合もありますので、本日の配布しております資料の別紙1「都市計画マスタープランの一部見直しについて」から抜粋して説明させていただきます。

1の「都市計画マスタープランとは」をご覧ください。

都市計画マスタープランは、平成4年の都市計画法の改正により制度化された比較的新しい制度で、地域の自然、歴史、文化などを活かしたまちづくりを目指すため、市民の意見を反映させつつ、地域の特性を踏まえた「市の都市計画に関する基本的な方針」を定めたものになります。

この方針に基づいて、土地利用、道路といった都市施設、市街地開発など、具体的な都市計画を決定し、整備を進めていくこととなります。

どのように暮らしやすいまちにしていくかを示す「まちづくりの参考書」となる計画で、当市では平成17年の市町村合併後、まちづくりに関連する施策を統合・再編し平成20年2月に策定しております。

次に4の「見直しの背景」をご覧ください。

都市計画マスタープランを平成20年に策定後、市の北部エリアにおいて、大きな社会情勢の変化が起きております。

1つ目に、東日本大震災以降、内陸部への産業用地の重要が高まっています。

2つ目に、県は「内陸フロンティア構想」のもと、新東名のインターチェンジ、パーキング、サービスエリア周辺の新産業拠点の形成を推進しています。

3つ目に、豊岡地区は、平成29年3月の新磐田スマートICの開設により流通アクセスに優れた地区となります。

4つ目に、上位計画である「総合計画後期基本計画」に新磐田スマートICの設置が位置付け

される、といった背景の変化があります。

以上を踏まえ、社会情勢等の変化に適切に対応するため、都市計画マスタープランにおいても、上位計画との整合、また早期に周辺道路網を見直し、スマートインターチェンジ設置事業の推進、およびスマートインターチェンジを活用した産業拠点の集積を図るため、今年度、一部見直しを行うものです。

次に裏面の5の「見直し実施方法」をご覧ください。

- (1) 検討体制については、策定時の体制を踏襲(とうしゅう)しつつ、一部簡素化に努めた形で実施しております。(2)のスケジュールについては、改訂案の作成にあたり、8月に都市計画マスタープラン検討委員会、10月に住民説明会、パブリックコメント、11月に土地利用懇話会を実施し、改訂案を固め、本日の都市計画審議会に諮問する運びとなりました。なお、本日までに出示された意見で保留となっているものはありません。

それでは改訂案の内容について、説明いたします。

まずはじめに、変更内容ですが、新磐田スマートインターチェンジの位置付け、新平山工業団地南側工業用地の位置付け、そして先程第3号議案、第4号議案で説明しました都市計画道路3路線の変更の3点になります。この3点を都市計画マスタープランの全体構想と地域別構想の豊岡地区に追記し、変更部分を抜粋したものがお手元の改訂案となっております。

なお、スマートインターチェンジの表記ですが、文章表現のところは(仮称)をつけ(仮称)新磐田スマートIC、図で表記しているところは、(仮称)を外し、新磐田スマートICとして表現を統一しております。また、都市計画マスタープランに元々位置づけのある、既存計画の検証等は平成29年度の市全域を対象とした都市計画マスタープランの中間見直しにおいて実施していく予定で考えております。

それでは、22ページの改訂案をご覧ください。議案資料2

参考資料10ページ以降の新旧対照表については、必要に応じてご覧ください。

説明については議案書の改訂案を基に説明をしていきます。

まず、22ページの表紙については元々、駅やインターチェンジといった広域交通結節点がかかれていたことからラウンドアバウト形状のスマートインターチェンジの絵を追加しました。

23ページをご覧ください。全体構想における北部エリアの「基本的な方向性」に「スマートインターチェンジを活用した新産業拠点の形成」を追記しています。

次に24ページは、将来都市構造図として、赤丸内に変更箇所を示しており、水色部分が工業地域となります。上から平成28年春造成予定の下野部工業団地、既存の新平山工業団地、新たに追加する新磐田スマートIC周辺地区で、これら3つの工業地区一体を産業拠点と位置づけ、25ページにあります、新平山周辺地区として記載しております。

次に26ページは、土地利用の工業集積地区に(仮称)新磐田スマートIC周辺地区を追記しています。

次に27ページは、面的整備検討地区として20番に(仮称)新磐田スマートIC周辺地区(工業系)を追記しています。この面的整備検討地区とは、市街化調整区域であり、面的整備の必要性があるものの、農業調整等に時間を要することから、概ね10年から20年での整備または着手が見込まれる地区を指しております。

次に28ページの土地利用構想図と29ページの市街地整備方針図については、先程、ご説明した新磐田スマートICや工業用地を全体図に示したものとなります。

次に30ページの道路網の整備方針、31ページの道路交通体系図、32ページの環状道路網の構成については、新磐田スマートICを北部エリアの広域交通結節点として位置付けをしています。

次に33ページですが、都市計画道路整備方針図では、都市計画道路77路線の整備状況が記載されており整備済、短期、中期、長期といった整備期間ごとに色分けをしています。

先程第3号議案、第4号議案の都市計画道路の変更に伴い整備方針図においても修正したものになります。

次に34ページをご覧ください。35ページから37ページまでは、地域別構想の豊岡地区の記載になります。

先程、説明してまいりました全体構想と同様に、スマートICを位置付け、土地利用の方針についても、「農林調整を図る中で(仮称)新磐田スマートIC周辺地区への工業地の拡大を検討する」として追記しています。

最後に37ページの「豊岡地区のまちづくり方針図」では、策定当時に定めた「企業誘致に向けた新たな工業地整備の推進」との方針を引き続き掲げ、スマートICを活用した新産業拠点の形成を図っていきたいと考えております。

以上で改訂内容の説明を終わります。

それでは、ご審議の程、よろしく申し上げます。

**三枝会長** ありがとうございます。それでは、ただ今から、第5号議案について、質疑と意見とに分けて、それぞれ伺います。

何かご質問はございますか。

**委員** 内陸フロンティア構想の磐田市との関わり、現状はどうか。議案資料1、27ページの20番については、事務局説明では調整区域がはずれるのは10~20年かかるとのことだが見通しは。議案資料1、36ページの都市施設(道路交通)整備の方針に(仮称)大藤下神増線が明記されているが、以前の測量調査で地盤が悪く見送られたと思うが、なぜ市の方針として残っているのか。関係する地域からは(仮称)新磐田スマートICと南北線を結ぶ幹線道路の要望があり、県袋井土木へ要望している状況もある。このような最新の整備方針が出ているのか。

**産業政策課** 下野部地区は、平成26年度に推薦地区として指定されており、県の支援を受けていく予定です。周辺地区も同様に検討していく予定です。

**事務局** 調整区域がはずれるということではなく、農業調整や調整区域における都市計画法の手続きなどを考えると10~20年後の先を見通して開発していくということです。調整区域は、昨年9月に改正されました技術先端型の工場が製造業・情報通信業に用途が拡大されてきており、都市計画マスタープランに位置づけられたものにつきましても、そのような部分も含めて調整区域は緩和されてきています。農業調整を含めて今後できるもの、民間からの提案などに関して相談にのっていきたいと考えています。県道横川磐田線と重なる線で、過去にルート検討されている中で、現在、降りて袋井側にぶつかるようになっていますが、県道浜北袋井線、城ノ越線への接続要望を引き続き行っているため、(仮称)大藤下神

増線の線名を残しています。

**委員** 内陸フロンティアで下野部地区はどのような支援を受けていくのか。

**産業政策課** 主に、立地補助金のかさ上げ、通常2割が3割になります。市の要綱の改正もありますが、最終的には企業立地までに準備を行い、県の支援が受けられるように体制を整えています。

**委員** 全体見直しではなく、新平山地区のみの見直しなのか。この部分のみの見直しとした経過は。

**事務局** 今回は(仮称)新磐田スマート IC に特化した見直しのみです。都市計画マスタープランは平成20年3月に策定され、20年間のプランとなっています。10年毎に中間見直しを行うため、平成29年度に見直しを行う予定です。来年度から3年かけて全体の見直しを行うため、その際に他の部分の見直しを行う考えでいます。

**三枝会長** 他にありませんか。ないようですので、これにて質疑を打ち切ります。

続きまして、第5号議案について、意見を伺います。発言者はその意見が賛成意見か反対意見を意見の前に添えていただきますようお願いいたします。

何かご意見はございますか。

ないようですので、これにて意見を打ち切ります。

それでは、第5号議案につきまして、審議会条例第6条第3項の規定により、お諮りいたします。

本案につきまして、原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

(各委員より異議なしの声あり)

**三枝会長** ありがとうございます。異議なしと認めます。よって、第5号議案は、原案のとおり承認されました。

以上で、本日の議案審議は終了いたしました。

審議結果につきましては、早速、市長に答申することといたします。

それでは、事務局をお願いします。

## 5 閉会

**建設部長** 三枝会長ありがとうございます。本日は、慎重なご審議をいただき、誠にありがとうございました。

以上をもちまして、第19回磐田市都市計画審議会を終了いたします。ありがとうございます。